令和6年度 (1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1			出納職員は、毎日の現金出納終了後、現金残高と帳簿 残高を照合し、会計責任者に報告すること。(経理規程)	改善中
	慈光会		貸借対照表は、会計省令等に基づき、適切な勘定科目 を使用すること。(会計省令第28条、留意事項25(1))	改善中
			附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い26)	改善中
			サービス区分間取引は、会計省令等に基づき適正に相殺消去すること。(運用上の取扱い4)	改善中
		令和 6 年 9 月 26 日	社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等については、監事の監査を受けた後に、理事会の承認を受け、評議員に提供し、定時評議員会の承認を受けること。(社会福祉法第45条の28、29、30) ※重大な社会福祉法違反であり、確実な是正を求める。	改善中
			預貯金は、毎月末日の取引金融機関の残高(決算時は 残高証明書)と帳簿残高を照合し確認すること。(経理 規程)	改善中
			月次試算表を作成し、経理規程に定められた日まで に、理事長へ報告するとともに、承諾を得ること。(経 理規程)	改善中
			会計伝票は、会計責任者の承認を受けること。(経理 規程)(へさか福寿苑・いつかいち福寿苑)	改善中
	かきつばた福祉会	令和 6 年 10月17日	現金で収納した利用者負担金収入は、経理規程に定められた期限内に金融機関に預け入れること。(経理規程) (へさか福寿苑)	改善済
			毎月の現金出納終了後、現金残高と帳簿残高を照合 し、会計責任者に報告すること。(経理規程)(へさか福 寿苑)	改善済
2			理事会の招集通知の省略について、理事及び監事の全員の同意が確認できないため、同意があった旨を書面若しくは電磁的記録で保存すること。(社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般法人法第94条第2項)	改善中
			小口現金出納帳の帳簿残高と現金の残高照合を毎日 実施し、証跡を残すこと。また、限度額と定額資金前渡 制の運用を適切に行うこと。(経理規程) (へさか福寿苑)	改善済
			継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているため、債務超過以外にも継続的な事業活動資金収支差額のマイナス、事業債務の返済の困難性、新たな資金調達の困難性等がある場合は、適正な注記の記載をすること。(会計基準第29条、運用上の取扱いについて(Q&A)(問5))	改善中
3	広島いのちの電話	令和 6 月 11月12日	総勘定元帳は、会計省令等に基づき適正に作成し、備 え置くこと。(留意事項 2)	改善中
			計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に 記載すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙 1)	改善中
			貸借対照表は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令様式、留意事項 25)	改善中
			財産目録は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第31条、運用上の取扱い別紙4)	改善中

			資産の登記については、会計年度終了後3か月以内に 変更登記を行うこと。(社会福祉法第29条、組合等登記 令第3条第3項)	改善中
4	高林会	令和 6 年 11月14日	法人全体の計算関係書類については、監事の監査を受け、理事会で承認し、議事録に記載すること。(「社会福祉法」第45条の28)	改善中
			法人内の資金貸付については、年度内精算を行うこと。(平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 754 号 4(2))	改善中

(2) 児童福祉施設

(2)	児童福祉施設			
No.	施設名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	ふるいちちび っこの森保育 園	令和6年 8月19日	短時間・有期雇用労働者を採用の際は、労働条件通知書に、法令に定める労働条件を明示すること。(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、同法施行規則第2条)	改善済
2	中野ルンビニ 保育園	令和6年 8月26日	介護休業、子の看護休暇及び介護休暇が適正に「育児・介護休業等の規程」に規定されていないので、変更の上、労働基準監督署へ届け出ること。(育児休業・介護休業法第5条、第11条、第16条の2及び第16条の5、育児休業・介護休業法施行規則第34条及び第40条)	改善済
3	光明寺保育園	令和6年 8月29日	保育士は保育士登録を確認している者を配置すること。(児童福祉法第 18 条の 4、第 18 条の 18、児童福祉施設設備基準第 33 条)	改善済
4	京進のほいく えん HOPPA ともひがし	令和6年 9月20日	委託費の弾力運用は、定められた金額を超えて運用しないこと。(平成 27 年府子本第 254 号)	改善中
5	認定こども園みのり愛児園	令和6年 9月30日	労働基準法第36条に基づく協定は締結しているものの、労働基準監督署へ届出をする前に時間外勤務を命じていたので、労働基準監督署へ届出をしてから時間外勤務を命じること。(労働基準法第36条)	改善中
6	高陽なかよし 保育園	令和6年 10月7日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
7	第二ナーガこ	令和6年	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、最低基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
7	ども園	10月9日	消火訓練を実施していない月があるので、避難訓練及 び消火訓練は毎月実施すること。(児童福祉施設設備運 営基準第6条)	改善中
8	上瀬野保育園	令和6年 10月25日	当期末支払資金残高は、将来発生が見込まれる経費を 計画的に積み立てるなど、委託費収入の 30%以下の保 有とすること。(平成 27 年府子本第 254 号)	改善中
9	似島学園(児 童養護)	令和6年 10月30日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じること(児童福祉施設設備運営基準第6条の3)。	改善済
10	育ちの森保育園	令和6年 12月16日	保育士について職員配置基準を充たしていない時間 帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。 (児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
11	認定こども園めばえ幼稚舎	令和7年 1月9日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、最低基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済

12	共立ひよこ保 育園	令和7年 1月20日	保育士について職員配置基準を充たしていない時間 帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。 (児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
			当期末支払資金残高は、将来発生が見込まれる経費を 計画的に積み立てるなど、委託費収入の 30%以下の保 有とすること。(平成 27 年府子本第 254 号)	改善中
13	広島乳児院	令和7年 1月27日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じること。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3)	改善済
14	広 島 修 道 院 (児童養護)	令和7年 1月27日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じること。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3)	改善済
15	広島修道院き ずなの家(児 童養護)	令和7年 1月27日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じること。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3)	改善済

(3) 老人福祉施設

	7 1 11 11 11 11			
No.	施設名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	令和の郷(特 養)	令和6年9 月27日	栄養士及び機能訓練指導員について、職員配置基準に 基づく必要な職員を確保すること。(特養設備運営基準 第12条)	改善済
			感染症対策に関する職員研修(研修は年2回以上、また新規採用時にも実施)を行うこと。(特養設備運営基準第26条、特養施行通知第4-14-(2)-3)	改善済
2	広島八景園 (特養)	令和7年1 月15日	入所者の入浴回数を、適正(1週間に2回以上)に実施すること。(特養設備運営基準第16条、第37条、第57条、第62条、老人福祉施設指導監査指針)	改善済
3	春日野園(特養)	令和7年3 月11日	身体拘束等の適正化のための職員研修(研修は年2回以上実施)を行うこと。(特養設備運営基準第15条、特養施行通知第4-3-(5))	改善済

(4) 障害者支援施設

No.	施設名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	どんぐり学園 入所部 (障害 者支援)	令和 6 年 11月8日	入所者の定期の健康診断は、年2回以上行うこと。(障害基準第31条)	改善済
2	自然の村(障 害者支援)	令和 6 年 12月3日	入所者の定期の健康診断は、年2回以上行うこと。(障 害基準第31条)	改善済
3	見真学園(障 害者支援)	令和 6 年 12月3日	入所者の定期の健康診断は、年2回以上行うこと。(障 害基準第31条)	改善済
4	太田川学園高 陽寮 (障害者	令和6年	資格手当について、給与規程に定めるとおり支給する こと。(給与規程)	改善済
4	支援)	12月17日	年1回は、循環配管内のバイオフィルムを除去し、消 毒を行うこと。(平成13年社援基発第33号)	改善済
5	太田川学園第 1成人部(障 害者支援)	令和6年 12月18日	年 1 回は、循環配管内のバイオフィルムを除去し、消毒を行うこと。(平成 13 年社援基発第 33 号)	改善済

2 令和4年度及び令和5年度からの継続分

(1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	やぎ	令和 4 年 7 月 11 日	計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に 作成すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙 1)	改善中
		7月11日	附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い25)	改善中
2	福祉広医会	令和5年 2月14日	内部取引の相殺消去については、会計省令等に基づき 適正に実施すること。(会計省令第11条、運用上の取扱 い4、留意事項23)	改善中
3	広島県共同募 金会	令和 5 年 3 月 14 日	理事会への出席義務に違反している監事がいるため、 日程調整を十分行うとともに、監事の見直しを検討する こと。(社会福祉法第45条の18第3項において準用 する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第1 01条)	改善中
			監事全員が欠席している理事会があるため、日程調整を十分行うとともに、監事の見直しを検討すること。(社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条)	改善中
4		令和5年 9月15日	月次試算表を作成し、経理規程に定められた日まで に、理事長へ報告するとともに、承諾を得ること。(経 理規程)	改善中
	慈光会		預貯金は、毎月末日の取引金融機関の残高(決算時 は残高証明書)と帳簿残高を照合し確認すること。(経 理規程)	改善中
			出納職員は、毎日の現金出納終了後、現金残高と帳 簿残高を照合し、会計責任者に報告すること。(経理 規程)	改善中
			監事の選任に関する評議員会の議案について、監事 の過半数の同意を得ること。(社会福祉法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人 法第 72 条)	改善中
			評議員会において、理事の選任は、各候補者ごとに決議すること。(定款)	改善中
5	高林会	令和5年 10月19日	早急に精算すること。(府子本第 367 号 4 委託費の 管理・運用)	改善中
	希望の丘	令和 5 年 10月 26日	理事は、定款に定める員数を選任すること。(社会 福祉法第44条第3項、定款)	改善中
6			評議員の選任に当たっては、就任の意思表示を就任 承諾書により確認すること。(社会福祉法第38条)	改善中
			評議員の選任に当たっては、候補者が欠格事由に該当しないことについて、法人において確認すること。 (社会福祉法第40条第1項)	改善中
			評議員の選任に当たっては、候補者が暴力団員等の 反社会的勢力の者でないことについて、法人において 確認すること。(審査基準第3の1(6))	改善中
7	広島いのちの 電話	令和6年 2月8日	貸借対照表は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令様式、留意事項 25)	改善中

計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に 記載すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙 1)	改善中
財産目録は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第31条、運用上の取扱い別紙4)	改善中

[※]令和4年度以降に文書指摘を行ったもので、令和6年度までに改善済みのものを除く。